

# 学校図書館における読書記録の管理方法に関する調査

延滞督促と個人カードの取り扱いにみる  
プライバシー侵害・個人情報漏洩の問題を中心に  
A Report on an Investigation Concerning the Method of  
Managing Reading Records in School Libraries

山口 真也  
(yamaguchi@okiu.ac.jp)

## 1. 研究の目的と方法

学校図書館は、教育機関の内部に設置されるという性質を持つことから、これまで様々な面において、「図書館の自由」という理念に基づいた図書館活動を行うことは困難であると指摘されてきた。「図書館の自由に関する宣言」や「図書館員の倫理綱領」に記される「利用者の秘密を守る」という理念についてもまた同様であり<sup>1</sup>、特に「読書記録」の取り扱いについては、読書指導や生活指導を担当する教員との関係において、それをプライバシー、個人情報として保護することは難しいという指摘も根強い。そもそも、日本の学校図書館では、いくら理想が語られたとしても、それを実践する専任、専門の図書館員が多く地域において（特に小中学校において）長く配置されてこなかったという現実がある<sup>2</sup>。こうした状況が、「利用者の（読書の）秘密を守る」という理念と学校図書館の関係についての実践的な考察を妨げてきたことは容易に想像できるだろう。

しかしながら、2005年4月の個人情報保護法の本格施行をはじめとする関連法令の整備を受けて、個人情報を取り扱う側の責任や社会全体の問題意識は以前よりも明確なものとなっている。その一方で、学校図書館法の改正による司書教諭配置義務化や文字活字文化振興法の施行にともない、教育における学校図書館の役割と学校図書館員の責任は以前よりも確実に大きなものとなっており、今後、学校図書館と教育課程の関わりはますます深まっていくと考えられている。こうしたプライバシー・個人情報保護意識と学校図書館に対する期待の高まりを考えれば、学校図書館の管理者である学校司書や司書教諭は、これまでのように「利用者の秘密」である読書記録の取り扱いについて無関心ではいられなくなっているはずである。

筆者は、以上の問題意識の下で、学校図書館における読書記録の管理状況とその問題点を把握するために、2004年3月から約2年間をかけて、全体的に専任職員を配置してきた

歴史を持つ沖縄県の学校図書館員140名<sup>3</sup>を対象とするインタビュー調査を実施してきた<sup>4</sup>。本研究では、インタビュー調査の中でも特に深刻な問題が確認された延滞督促方法と貸出用の個人カードの取り扱いに注目して、児童生徒の読書記録（貸出記録）がプライバシー、または個人情報としてどのように取り扱われているかを明らかにし、現在の管理状況にみる問題点とその原因を分析することとした。さらに、これらの問題点を改善するための方法を具体的に考察すると共に、2005年12月から2006年8月にかけて開催された3回の研修会<sup>5</sup>において、学校図書館員118名（小中学校図書館員70名、高校図書館員48名）へと改善策を提案し、質疑応答や意見交換、アンケート調査を通じて、その実現可能性に関する意見を求めた。以上の調査、分析を通じて、「利用者の（読書の）秘密を守る」という理念を学校図書館において実践するための方法を考察、提案することが本研究の課題である。

## 2. インタビュー調査の結果 貸出記録の管理方法とその問題点

言うまでもなく、図書館が管理する貸出記録などの読書の記録は、個人の思想や趣味、興味関心などの「内心」を表す情報の一種であり、他人には知られたくない情報（プライバシー）が含まれることもある。個人情報が身元調査や思想調査において評価情報として悪用されやすいこと、また、読書に関するプライバシーの保護が「知る自由」の保障という図書館の役割の基盤となることを考えれば、当然、学校図書館員もまた、その記録が第三者の目に容易に触れないように、厳重に取り扱っていかなければならないはずである。しかしながら、筆者が実施したインタビュー調査によると、学校図書館の現場では個人情報保護、プライバシー保護の観点から見て、いくつかの問題が生じていることが明らかとなった。まず、インタビュー調査の結果を手がかりに、読書記録（貸出記録）の管理状況にみる問題点を確認してみよう。

### 2.1 延滞督促の方法とその問題点

学校図書館における貸出記録の管理状況について、第一の問題として挙げられるものが、延滞者への督促行為における貸出記録の取り扱いである。公共図書館での延滞督促においては、貸出資料のタイトルを本人以外には知られないように配慮した上で、図書館員自身が本人宛での電話をかけたたり、封書を発送したり、あるいは登録番号のみを記した葉書などを使用する方法が一般的だが、学校図書館における延滞者への返本督促においては、公共図書館では考えられないような方法が採られていることが明らかとなった。

まず、督促を行う担当者について確認すると、圧倒的多数が「クラス担任」や「図書委員」に依頼していることが分かる（表1、図1）。「学校図書館員自身が督促を行っている」という回答もないわけではないが、その比率は全体の1割にも達しておらず、図書館員自

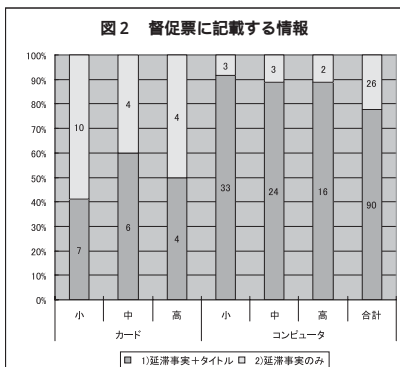
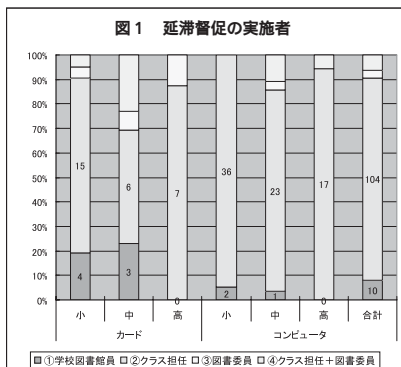
身が延滞者本人に通知することは、学校図書館界ではかなり珍しいケースであると言ってよいだろう。インタビューでは、延滞督促を学校図書館員自身が行わない理由を確認しているが、その大半は、読書活動の盛んさを背景とした「1人職場の限界」を挙げるものであった。今回、インタビュー調査の対象とした沖縄県は、小中学校も含めた全県的な専任学校図書館員の配置（フルタイム勤務の実現）や、高い水準での資料費の維持、蔵書整備率の達成など<sup>6</sup>、「学校図書館先進地域」として全国的に知られている。こうした恵まれた環境の下で、児童生徒による学校図書館利用は大変盛んであると言われており、近年ではさらに、目標貸出冊数の設定や「朝の読書」の実施<sup>7</sup>、保護者や地域住民との協力による読み聞かせボランティアの導入など、学力向上対策の一環として、教員や保護者との連携の下で読書指導に熱心に取り組む学校が増加しているとも伝えられている<sup>8</sup>。一般的に貸出者数が多くなるほど延滞者数も増加することから、いわゆる「1人職場」である学校図書館において、延滞者1人1人に督促を行うことは、非常に難しいと考えられているので

表1 延滞督促の実施者

回答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
学校図書館員	4	3	0	2	1	0	10
クラス担任	15	6	7	36	23	17	104
図書委員	1	1	1	0	1	0	4
クラス担任+図書委員	1	3	0	0	3	1	8
未確認	2	2	0	1	2	7	14

表2 督促票に記載する情報(表1の ~ 対象)

回答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
延滞事実+タイトル	7	6	4	33	24	16	90
延滞事実のみ	10	4	4	3	3	2	26



(各グラフは「未確認」を除いて集計している<sup>9</sup>)

ある。

なお、「図書館員自身が督促を行っている」と回答した学校図書館員も10名に上るのだが、彼らが勤務している学校の規模と種類に注目すると、児童生徒数が少ない離島地域の小規模校が9校、「家庭で本を買い与えられているため、もともと学校図書館の利用が少なく、延滞者への個別指導が可能」と回答した私立学校が1校という内訳になっている。この他、インタビュー調査では、延滞督促に関する指導は公衆道徳の指導にもつながるため、「担任の仕事である」という考えや、「クラス担任に依頼した方が効果的」という意見もいくつか寄せられており、こうした学校図書館の性質を考慮するならば、活動が盛んな、一定規模以上の学校については、クラス担任に督促を依頼することは、現実には仕方のないことであるだろう。

ただし、クラス担任に督促を依頼するとしても、その方法については、十分な配慮が求められるはずである。例えば、クラス担任に対して、公衆道徳に関する教育指導を望むとしても、基本的には「延滞している」という事実、または延滞した期間を伝えるだけで十分であり、個人情報、プライバシーとしてのレベルが高い資料のタイトルを伝える必要はないはずである。ところが、インタビュー調査において、実際の督促方法を聞いてみると、表2（図2）から分かるように、延滞事実に加えて、「クラス担任にタイトルを伝えている」と回答した比率は、コンピュータ式において90.0%と非常に高い値を示しており、全体でみても、督促をクラス担任に依頼している人物の77.6%が督促票にタイトルを記載していることが明らかとなる。つまり、多くの学校において、延滞者が何を借りたのかという情報は、本人以外の第三者であるクラス担任へと提供されており、個人の読書記録は、保護の対象にはなっていないのである。

延滞督促にみる問題はこれだけではない。日本私立大学協会が個人情報保護法と学校法人との関わりについて作成した質疑応答集によると、「悪い話の呼び出し」は掲示ではなく、「できる限り本人に直接連絡を取って伝えるのが間違いない」という考えが示されている。当然、学校図書館員が管理する延滞者情報についても、その通知方法においては十分な配慮が求められるはずだが<sup>10</sup>、学校図書館員が督促を依頼するクラス担任の多くは（おそらく）図書館学を専門的に学んでいないため、貸出記録の中に、個人の趣味や思想、悩みなどのプライバシーが反映されることや、個人の読書傾向が思想調査や身元調査における人物評価の材料として悪用されることについて、十分な理解はないと思われる。当然、学校図書館員が督促票を手渡すだけでは、教室内での読み上げや貼り出しが起る可能性は否定できない。インタビューでは、クラス担任による督促の状況を学校図書館員がどの程度把握しているかを確認しているが、その64%が読み上げや掲示などの問題が「ある」、または、はっきりと確認したわけではないが「ありうる」（「教室をまわってはっきりと確

認したわけではないが、掲示していると思う」「読み上げていると聞いたことがある」など)と回答するという結果となっている。一方、「ない」と回答した学校図書館員も、全体の36%を占めているのだが、この36%を対象に改めて、「督促を依頼する際に、何か注意していることはありますか？」という質問を行ってみたいところ、クラス担任に対して督促の方法を具体的に指示しているのはわずか5名に過ぎない(表3の )という結果となった。また、「問題がない」と答えた理由について質問してみても、「わざわざ個人票を作って渡しているのを読み上げるはずがない」という返答や、「読み上げたら子どもが可哀想ということくらいはクラス担任も分かっているはず」という意見が多数を占めており、その根拠は非常に希薄であるようにも思われた。インタビュー調査の結果は表3の (図3)の通りであるが、クラス内での読み上げや掲示等の問題がこの数値よりも多くの学校で起こっている可能性は決して否定できないのである。

表3 担任による督促方法に問題はないか？

回 答	小学校	中学校	高校	合計
ある・ありうる (以下はその問題・複数回答可)	22	17	10	49
1) 督促票 (リスト) の掲示	18	14	9	41
2) 督促票 (リスト) の読み上げ	10	8	8	26
3) その他 (担任によるのぞき見)	0	1	0	1
ない (以下はその理由・複数回答可)	11	8	8	27
1) 督促方法を指示している (口頭で具体的に)	2	2	1	5
2) 督促方法を指示している (督促票に記載)	0	0	1	1
3) 個人票を渡している (ので伝わっているはず)	3	3	6	12
4) 督促票を綴じて (折って) 渡している	1	1	1	3
5) 言わなくても分かっているはず (単独回答)	7	2	0	9
未確認	7	5	2	14

図3 クラスでの読み上げ、掲示は行われているか？

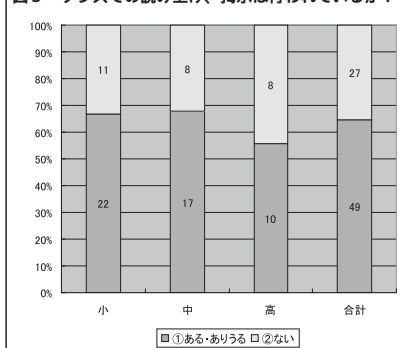
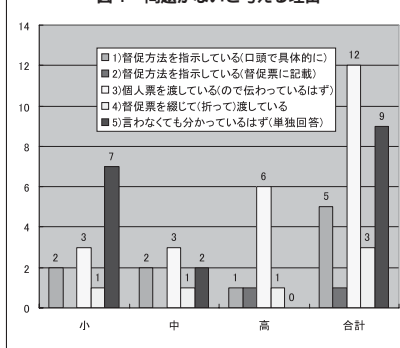


図4 問題がないと考える理由

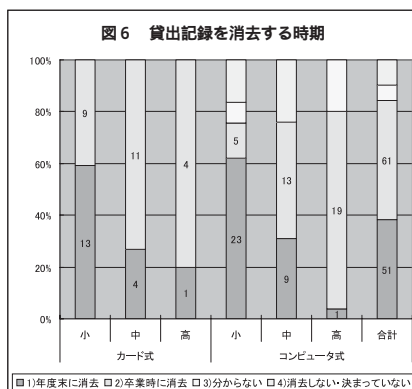
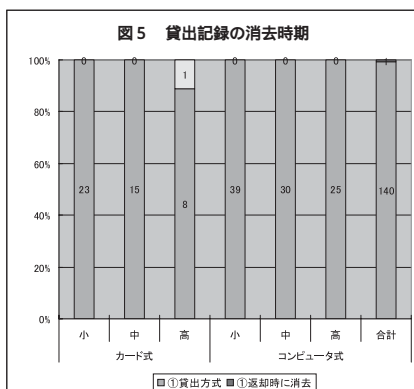


## 2.2 貸出用個人カードの管理方法とその問題点

貸出記録を第三者に知られないようにするためには、学校図書館の内部に存在する貸出記録を日常的にどのように管理するか、ということにも注意が必要である。貸出記録も含めて、個人情報というものは、そこに存在する限り、常に漏洩、流出の危険性に晒されることになる。よって、個人情報を最も安全に管理する方法は、「個人情報を不用意に（必要以上に）残さない」ということである。このことは、個人情報保護の分野だけでなく、図書館界においても古くから提唱されてきたことであり、様々なガイドラインにおいて、図書館が管理する貸出記録は「返却後、できるだけすみやかに消去する」ことが望ましいと考えられてきた<sup>11</sup>。そこで、インタビュー調査では、貸出記録の消去時期についてまず確認したのだが、返却時に（または返却後すみやかに）貸出記録を完全に消去している学校図書館員は、ブラウン式を採用する高校図書館員1名のみという結果であり<sup>12</sup>、大多数の学校図書館員が年度末、または在学期間中は貸出記録を保有していることが明らかとなった（表4、図5・6）。返却時に消去しない理由としては、「読書指導のために活用

表4 貸出方式と貸出記録の消去時期

回答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
貸出方式	23	15	8	39	30	25	140
返却時に消去している（消去しない場合は以下から時期を選択）	0	0	1	0	0	0	1
1) 年度末に消去	13	4	1	23	9	1	51
2) 卒業時に消去	9	11	4	5	13	19	61
3) 分からない	0	0	0	3	0	5	8
4) 消去しない・決まっていない	0	0	0	6	7	0	13
5) 未確認	1	0	2	2	1	0	6



する」という意見が大半であり、利用者本人が「読書の歩みを振り返ることができるので残しておきたい」、あるいは、「クラス担任へ報告する統計資料の作成のために個人別冊数が必要」、さらには「多読者」や「優良読者を表彰するため」、「卒業時の記念品として在学中の貸出履歴を贈呈するため」、「(学校図書館員による)読書相談の資料として活用するため」といった回答が確認されている。

学校図書館において、貸出記録を返却後も一定期間保有し、さらに、読書指導を目的として活用することについては、個人情報の「目的外利用」の問題として、あるいは読書の自由との関りにおいて、その是非については改めて問われるべきであるが、ひとまず、学校図書館において、貸出記録を返却後も一定期間保有することが必要であるとしても、当然、その記録は不用意に第三者に知られないように厳重に管理されていなければならないはずである。仮に、誰もが自由に目にするような状態で貸出記録が放置されているとすれば、利用者のプライバシー、読書の自由を侵害するのはもちろんのこと、個人情報保護法令における第三者提供（個人情報の漏洩）の禁止という義務規定にも反することになる<sup>13</sup>。ところが、現実の学校図書館活動を調査すると、貸出記録の管理方法は、プライバシー、個人情報を保護する上で、決して十分なものとはなっていないことが見えてくる。

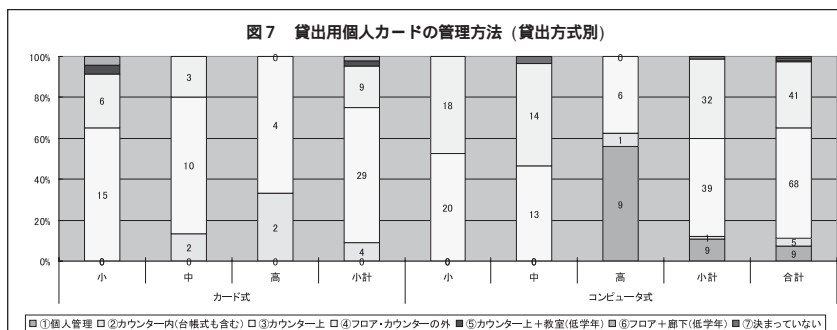
貸出記録の管理方法は貸出方式によって異なる。まずカード式の貸出方式を採用している学校図書館での管理状況を見ると、多くの小中学校において、過去の貸出記録（履歴）が記載された個人カードは、児童生徒が個人で管理するのではなく、学校図書館の中でまとめて管理されていることが分かる（表5、図7）。また、個人カードをカウンター内で管理し、貸出のたびに利用者に直接手渡しているケースは非常に少なく、大半は、利用者が自由に手に取ることができるカウンターの上、カウンターの側面、またはフロア内に設置されたカードボックスに入れられたままになっている。この他にも、（数は多くないものの）低学年のカードを各教室で管理するケースや教室近くの廊下の壁にカード入れが備えられているケース（小学校）、使用済みの個人カードを段ボールに入れた状態で何年間にも渡って書架の上に積み上げているケース（小学校）、カウンターの奥に輪ゴムで束ねて置いておくなど、図書館館内で無造作に管理しているケース（中学校）なども確認された。つまり、多くのカード式の学校図書館において、プライバシーであり、個人情報であるはずの貸出記録は、本人以外の第三者が自由に手に取ることができる状態で放置されてしまっているのである。個人情報保護の観点からみて、非常に危険な状況になっていると言えるだろう。

表5 貸出用個人カードの管理方法

回答/貸出方式	カード式				コンピュータ式				合計
	小学校	中学校	高校	小計	小学校	中学校	高校	小計	
個人管理	0	0	0	0	0	0	9	9	9
カウンター内 (台帳式も含む)	0	2	2	4	0	0	1	1	5
カウンター上	15	10	4	29	20	13	6	39	68
フロア・カウンターの外	6	3	0	9	18	14	0	32	41
カウンター上+ 教室(低学年)	1	0	0	1	0	0	0	0	1
フロア+廊下 (低学年)	1	0	0	1	0	0	0	0	1
決まっていない	0	0	0	0	0	1	0	1	1
未確認	0	0	2	2	1	2	9	11	13

( ブラウン式の高校については、利用中(貸出中)のカードの管理方法を集計)

図7 貸出用個人カードの管理方法(貸出方式別)



一方、コンピュータ式の貸出方式を採る学校図書館においても、その管理方法は決して十分なものではない。コンピュータ式では、貸出記録はコンピュータシステムの内部で管理されるため、カード式とは異なって、一見すると、個人の読書履歴はむき出しの状態にはなっていないように見える。

しかし、小中学校の図書館では、個人用の貸出カードのバーコードを読み取らせるだけで、現在、貸出中の資料の情報、もしくは過去の貸出履歴が一覧表示されるシステムが多く

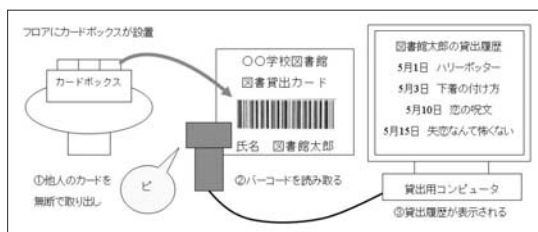


図8 貸出用個人カードの不正使用(コンピュータ式の場合)



り、しかもその個人用カードは、カウンター上や側面、フロアのカードボックスの中に放置されている。高校図書館で使用されている貸出システムでは、「利用者の権限では貸出履歴を参照できない」という話であったが、小中学校図書館においては、個人カードの不正使用によって、他人の貸出記録を無断で呼び出すことはさほど難しくないう状況になっているのである（図8）。いくら沖縄県の小中学校図書館に専任図書館員が配置されていると言っても、やはり、他の業務でカウンターから離れることもあれば、利用者の顔とカードの名前が一致しない場合もあるだろう。カード式だけでなく、コンピュータ式でもまた、利用者の貸出記録が第三者へと容易に知られてしまう環境が放置されているのである。

インタビュー調査では、こうした現状をふまえて、貸出記録の漏洩やプライバシー侵害といった問題が実際に起こっていないかどうかを確認した。その結果をまとめたものが表6（図9、10）であるが、小中学校を中心に、全体の約7割の学校図書館員が個人カードの不正使用によるのぞき見が「起こっている」と回答している。また、インタビュー調査では、一部の学校（カード式）において、授業参観やPTAの集まりなどで「たまたま図書館に立ち寄った保護者が個人カードを何気なく見ていることもある」という話も確認されており、情報流出の被害は学校の外にまで及んでいることが分かる。さらに言えば、こうした無防備な管理状況は個人カードの紛失という問題も招いており、例えば、「人気のある生徒のカードがいつの間にか無くなった」という問題や、担当者の人事異動によって、過年度のカードの所在が「いつの間にか分からなくなった」などの問題もいくつかの学校で確認されている。筆者もインタビュー調査の中で、図書館外の廊下や玄関（靴箱の近く）などに、利用者の個人カードが落ちていた光景に何度か遭遇している。学外者への情報流出やカードの紛失などの問題については、「問題がある」と回答した全ての学校図書館員が指摘したわけではないが、同じ方法で貸出記録を管理する限り、こうした問題は他の学校図書館においても起こる可能性があると考えられる方が自然であろう。

表6 貸出用個人カード管理上の問題（不正使用等）はあるか？

回 答	小学校	中学校	高校	合計
ある・ありうる（以下はその問題・複数回答可）	47	32	7	86
1) 児童生徒間で書名をのぞき見る	24	20	6	50
2) 児童生徒間で冊数をのぞき見る	35	23	4	62
3) 児童生徒が読みたい本の帯出者を調べる	4	5	0	9
4) 外部利用者による個人カードのぞき見	1	2	0	3
ない	7	8	18	33
分からない	4	2	0	6
未確認	4	3	8	15

図9 貸出用個人カード管理上の問題は起きているか？

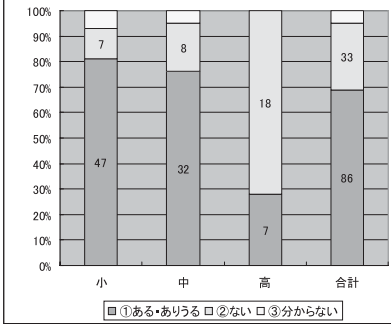
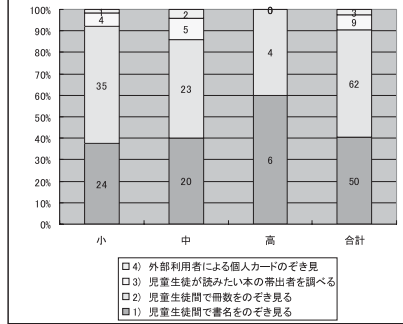


図10 どのような問題が起きているか？

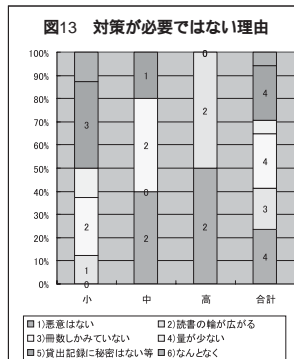
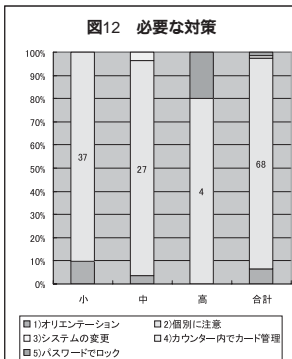
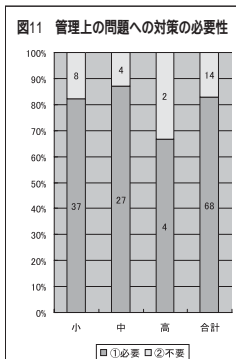


インタビュー調査では、以上の質問に加えて、個人カードの不正使用による「問題がある」と回答した学校図書館員に対して、「どのような対策が必要ですか？」という質問も行っている。その結果は表7（図11～13）の通りであるが、「(不正に他人のカードを使用している様子)を見かけたら個別に注意する」という対策が主に行われている一方で、貸出記録が流出している状況を認識しているにもかかわらず、「対策は必要ではない」という回答も一部の学校図書館員から寄せられる意外な結果となってしまった。では、なぜ彼らは対策が不要だと考えるのだろうか。

インタビュー調査によると、「対策は不要」と回答した学校図書館員の多くが、カウンターやフロアに放置された個人カードを使って他人の貸出履歴を見たがる利用者は確かに多いとしつつも、「わざわざ注意する必要はない」と語っている。上述のように、沖縄県では、多読賞の表彰や目標冊数の設定等、冊数評価を基準とする読書指導が盛んに展開されており<sup>14</sup>、クラスメイトや競争相手の貸出冊数が気になるあまり、貸出履歴をのぞき見ようとする利用者も少なくない。しかし、そうした彼らの行為は、「競争心」から生じるものであって、他人の読書の秘密を知りたいというような明確な意図は存在しない。また、タイトルを見ていたとしても、それは友人がどんな本を読んでいるかを知りたいという単純な興味、好奇心からの行為であって、他人の秘密をのぞき見ようというような「悪意」をはっきりと自覚しているわけでもない。そもそも子どもたちは、貸出記録が他人に知られることが当たり前になっている環境の中で図書館を利用しているのだから、「他人に知られてもよい本しか借りない」し、「他人に知られたくない本はわざわざ記録せずに、無断で持ち出している」とも考えられる。ならば、他人のカードを見る行為を大げさに取り上げて、注意、指導しなくてもよい、と彼らは考えているのである。

表7 対策は必要か？・どのような対策が必要か？・なぜ対策は必要ないのか？

回答	小学校	中学校	高校	合計
必要（以下はその対策・複数回答可）	37	27	4	68
1) オリエンテーションの実施	4	1	0	5
2) 見かけたら個別に注意	37	27	4	68
3) システムの変更を求めている	0	0	0	0
4) カウンター内でカードを管理	0	1	0	1
5) カウンターを離れる際にパスワードでロック	0	0	1	1
不要（以下はその理由・複数回答可）	8	4	2	14
1) 悪意があるわけではない	0	2	2	4
2) 読書の輪を広げていくことができる	1	0	2	3
3) 冊数しかみていない	2	2	0	4
4) のぞき見できる量が少ないので問題ない	1	0	0	1
5) 見られることが当たり前になっている・恥ずかしい本は勝手に持ち出すので貸出記録に秘密はない	3	1	0	4
6) なんとなく	1	0	0	1
未確認	2	1	1	4



しかし、こうした一部の学校図書館員の意見については、図書館員の発言としてはふさわしくないようにも思われる。まず、「冊数だけならば他人に知られてもよい」とい意見について考えてみると、誰が何冊借りたのか、という冊数情報もまた個人情報であることには変わりなく、その公表によって学校図書館員が予期しないような不当な人物評価を招く恐れもある。また、利用者のパーソナリティによっては、自分が何冊借りているかという情報を「知られたくない」、「恥ずかしい」と感じることもあるだろう。さらに言えば、「冊数しか見ていない」という意見は、あくまでも学校図書館員の想像であり、「そうあってほしい」という願望に過ぎないのではないだろうか。貸出記録が記載された個人カードが手に届く場所に放置されており、そのカードを子どもたちが日常的に目にしているにも

関わらず、個人の読書興味が一切漏洩していないと考えることはあまり合理的ではない。このことは、個人カードに記載されたタイトルを見ている児童生徒の行動に対して、「悪意をはっきりと自覚しているわけではない」ので問題がないと考えている学校図書館員についても同様であるし、もっと言えば、表6（図9、10）において、個人カードの不正使用などの「問題はない」と回答した33名についても同じであろう。つまり、「問題がない」のではなく、単に「問題がない方がよい」と考えていたいということなのではないかと思われるのである。この他にも、「他人に知られてもよい本しか借りない」、「知られたくない本は記録せずに、無断で持ち出している」ので、個人カードの不正利用があっても問題にはならない、という意見もあったが、現実にはそうした状況はあるとしても、子どもたちに不自由な読書を強いる状況を肯定することが学校図書館の発展にとって望ましいことだとは到底思えない。これらの学校図書館員の意見には、個人情報保護法令に規定された義務を看過し、かつ、「読書の自由」の保障という図書館員の役割を直視しようとしないう、「甘さ」があるようにも筆者には感じられたのである。

### 3. アンケート調査の結果 読書記録の管理方法に対する提案と学校図書館員の評価

以上のように、沖縄県の学校図書館においては、個人情報、プライバシーとして、児童生徒の貸出記録が十分に管理されていない状況を確認することができる。「学校図書館だから仕方ない」と言ってしまうれば簡単であるが、こうした状態は、個人情報保護法令の義務規定に反するだけでなく、プライバシー保護の上に成り立つ「読書の自由」の保障という理念にも明らかに背いている。当然のことだが、学校図書館員は、こうした問題が生じる原因を探り、有効な対策を考え、それを確実な手段で実践していくべきであろう。

ここまでの調査の報告では、現状における問題点を報告することが中心となってしまったが、実はインタビュー調査から見てきたものは、問題を放置したり、見過ごしたりする学校図書館員の姿だけではなかった。沖縄県の学校図書館員の中には、少数ではあるが、高い意識を持って、個人情報、プライバシー保護に取り組みようと試みている人物も存在する。そして、彼らの取り組みの中には、現在の延滞督促やカード管理状況を改善するための手がかりもいくつか発見することができたのである。

本研究では、彼らの実践をもとに改善策を考察すると共に、2005年12月から2006年8月にかけて沖縄県内で開催された学校図書館員向けの研修会（講演会）において、望ましい延滞督促の方法と個人カードの管理方法を提案し、その有効性についての評価を、アンケート調査と意見交換によって募ることとした。研修会を実施した3つの地区は、いずれも古くから図書館司書の専門職制度を持つ地域であり、正規職員の比率も高い。「学校図書館のプロ」である彼らは筆者の提案をどのように評価するのだろうか。

### 3.1 延滞督促方法の改善策とその実現可能性

現在の延滞督促の方法における問題点は、クラス担任や図書委員に延滞者の読書内容を知られることに加えて、教室内での読み上げや掲示によって、クラス全体へと貸出記録が公表されてしまう危険性があるということである。改めて言うまでもなく、学校図書館における児童生徒の読書行為の中にも他人には知られたくない「秘密」は含まれている。児童生徒は家庭環境や友人関係、恋愛などの悩みを解決するために読書にすがることもあるし、学齢が上がれば、下着の付け方の本や、性教育の本、ダイエットの本、さらに、性感染症の治療法について書かれた本を借りることもあるかもしれない。そうした読書内容を督促の際に公表されることは、クラスメイト間でのいじめ、からかいにつながるだけでなく、図書館利用に対する忌避感を生じさせる可能性もある。さらに、保護者や業者など、学外者の出入りが多い学校という空間では、教室内に掲示された延滞事実や貸出記録によって、予想もできないような人物評価を招いてしまう恐れもある。

もちろん、他の利用者の資料へのアクセスを妨げるという意味では、延滞者への教育指導は厳しく実施されなければならない。しかしだからと言って、延滞者のプライバシー、個人情報が第三者へと公表されてよいというわけでもないだろう。仮に、延滞者に対してペナルティが必要だとしても、それは「プライバシーを晒す」という方法を探らずとも、貸出停止や罰金、学内作業のボランティア等の措置を採ることで十分に実行できる。インタビュー調査でも、「他人に知られたくなければ早く返却すればよい」、または「ペナルティとして（クラス担任等に）タイトルを公表されても仕方ない」と回答したのは2名のみであり、延滞者についても、プライバシー、個人情報は守られるべきであるという考えが多数を占める結果となっている。

以上の点をふまえて考えるならば、督促方法にみる問題を解決するための第一の方法は、延滞事実のみをクラス担任に伝え、督促票へのタイトルの記載を中止することであろう。インタビュー調査ではまずこの改善策について意見を求めたのだが、表7から分かるように、「タイトルは不要（筆者の意見に賛成）」とする回答は31.9%となっており、現在の督促におけるタイトル記載状況よりも高い数値を示したものの、依然として、督促票には「タイトルは必要（筆者の意見に反対）」という回答が7割近くに上るといった結果となってしまった。インタビューではその理由についても確認しているが、多くの学校図書館員は、「何を借りたか分からなくなっているので、延滞する利用者が多い」とことや、「延滞者ほど読書への思い入れが浅く、タイトルを伝えなければ、借りたことさえ思い出せない」ことを理由に挙げて、タイトルを記載しない督促票をクラス担任に渡しても「効果がない」と語っている。さらに、コンピュータ式の学校図書館では、バーコードをなぞるだけで貸出完了が終わってしまうため、タイトルや氏名を個人カードや貸出期限票に自ら記入してい

たカード式の頃とは違い、借りた資料についての「印象が残りにくい」という指摘も少なくない。このことは、督促票にタイトルを記載しない比率（表2）、または「記載しなくてもよい」（表7）と考えている比率が、コンピュータ式の学校図書館よりもカード式の学校図書館の方が大きい値になっていることにも表されていると言えるだろう。なお、延滞者が何を借りたのか分からなくなっている場合は、延滞した事実だけをクラス担任から伝えてもらい、後から図書館に来るように指導してもらうこともできないわけではないと思われるが（実際にこの方法を用いる学校図書館員もいるが）、延滞件数が多い場合には、延滞者がカウンターにやって来るたびに、学校図書館員が個人カードやコンピュータの履歴をチェックしなければならなくなってしまう。「過去に試してみたが、うまくいかなかった」という意見も確認されており、延滞が多い小中学校図書館では、他の業務の妨げになるため、「現実的な方法ではない」と考えられているようである。

表7 督促票に書名は必要か？（表1の～対象）

回答/貸出方式	カード式			コンピュータ式			合計
	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
必要	6	5	4	32	19	13	79
不要	11	5	4	4	8	5	37

では、貸出記録をプライバシー、個人情報として保護しつつ、学校図書館業務を大きく妨げずに、効率的に督促を行う方法はないのだろうか。ここで筆者が注目したいものが、表3中の「督促票を綴じて（折って）渡している」という回答である。そもそも、延滞督促において、学校図書館員がタイトルを伝えたい相手は利用者自身であって、クラス担任や図書委員ではない。つまり、督促時

にタイトルを伝えなければならないとしても、延滞した利用者だけがタイトルを確認すればよいのであって、督促を依頼するクラス担任や図書委員がそのタイトルを確認する必要は基本的にはないはずである。ならば、本人だけがタイトルを見ることができるような方法で督促を行えばよいのであって、例えば、督促票を個人票として作成し、タイトルが記載された部分を内側に折り、外側の見える部分にクラスや氏名を記載し、さらに、ホッチ

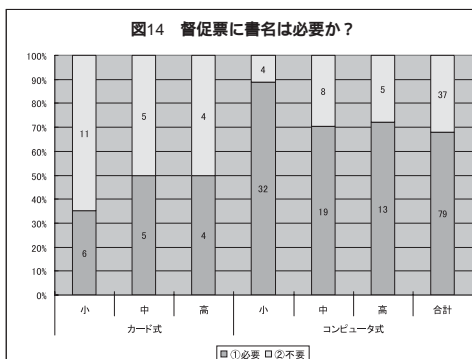


図15 個人督促票の作成方法



キスや糊などで折り返した部分を綴じるといった作業を行えば、タイトルをクラス担任や図書委員に知られることなく督促を行うことができると考えられるのである。図15のように、使用済みの裏紙を使って印刷すれば、外側からタイトルが透けて見えないため、安全性はさらに高まるだろう。表3から分かるように、こうした対策は、沖縄県内でも、比較的規模が大きな小中高校の図書館員3名が実践しており<sup>15</sup>、カード式の高校図書館ではさらに、「明らかに人に知られたくないと思われる本については、(万が一、他人に見られた場合を想定して)書名の冒頭部分だけを書く」という配慮もなされている。この方法を用いれば、学校図書館業務の効率性を大きく妨げることなく、督促を行うことは決して不可能ではないと思われるのである。こうした改善策について、現場の学校図書館員はどのように評価するのだろうか。

筆者は学校図書館員(合計118名)を対象とする研修会において、学校図書館における個人情報、プライバシー保護の重要性を説明した上で、督促方法の改善を提案し、その実現可能性についてアンケート調査を実施した。その

結果をまとめたものが表8であるが、まず延滞督促の実施方法についてみると(表8の、図16)、インタビュー調査の結果と同様に、小中学校では77.6%、高校では58.7%が書名入りの督促票をクラス担任に渡しており(無回答を除いて集計)、この結果からも、延滞督促という場面においては、貸出記録をプライバシー、個人情報として保護するべきであるという意識がかなり低くなることが明らかとなる。なお、うるま市の小中学校については、那覇市と較べて書名の記載を行わない学校図書館員が多いことが分かるが、これはうるま市の一部において、カード式での貸出が行われていることが影響していると考えられる<sup>16</sup>。

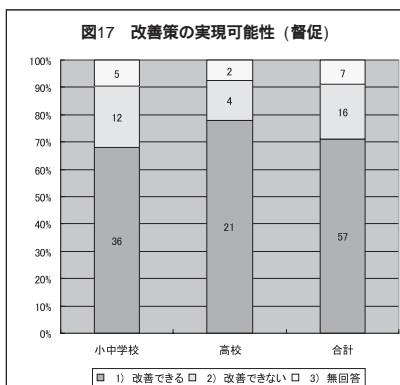
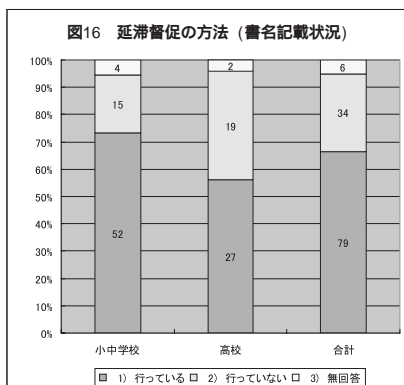
では、タイトル入りの督促票を用いていると回答した79名は、筆者の改善策をどのように評価したのだろうか。表8の(図17)はその結果をまとめたものであるが、改善策の実現可能性に対して「1)実際の業務の中で実施可能(改善できる)」と評価した人数は57名、「2)実施できない・しない方がよい(改善できない)」と評価した人数は16名という結果となった。「2)実施できない・しない方がよい」を選択した回答者に対しては、自由記入欄にその理由を明記するように依頼したが、「教師が生徒の個人情報を軽く見て



いるので、書名がなければ督促できないと言われそう」という意見や、「督促状を（ホッチキスで留めて）教師に渡しても平気で中を見そう」とする不安を指摘する意見が多く、クラス担任に対する学校図書館員の働きかけによって十分に解決できる問題であると考えられる。研修会での意見交換においても、延滞督促については「すぐにでも改善できる」という意見がいくつか寄せられており、アンケートの自由記入欄にも「未返却図書督促方法について、講演を聴いて改善の必要を感じました」といった反応も見られた。改善策への支持率は72.2%（無回答を除くと79.2%）に上っており、筆者の提案が広く受け入れられる可能性は高いと言えるだろう。

表8 延滞督促の現状と改善策に対する学校図書館員の意見（実現可能性について）<sup>17</sup>

回答 / 地域	那覇市	うるま市		小中学校 校合計	沖縄県 立高校	合計
	小中学校	小学校	中学校			
督促票への書名記載・クラス担任等への通知状況						
1) 行っている	38	9	5	52	27	79
2) 行っていない	2	9	4	15	19	34
3) 無回答	0	3	1	4	2	6
改善策の実現可能性						
1) 改善できる	27	5	4	36	21	57
2) 改善できない(しない方がよい)	9	2	1	12	4	16
3) 無回答	3	2	0	5	2	7



### 3.2 個人カード管理方法の改善策とその実現可能性

次に、貸出用個人カードの管理方法について考えてみよう。表6から分かるように、学校図書館員の多くは、他人の貸出記録を無断で見ている児童生徒に気がついた場合には、



「個別に注意している」と回答している。しかし、こうした事後の対策だけでは、当然ながら、プライバシー侵害、もしくは個人情報の漏洩という問題を未然に防ぐことはできない。そこでインタビュー調査では、個人カードの管理方法を確認した後に、高校図書館を中心に一部において実践されている「個人管理（個人持ち）」「手渡し」という方法の実現性について質問してみたが、まず個人管理という方法については、「(過去に試みたが) 紛失が非常に多く、学校にはなじまない」と判断したという意見や、「子どもたち自身が個人情報の重要性を理解していない」現状では、学内や通学路等に「放置したり、落としたりするかもしれないのでかえって危険」という意見が小中高問わず数多く寄せられる結果となった。一方、カードボックスをカウンターの内部など、利用者の手の届かないところに設置し、手渡しをするという方法についても、利用時間が集中する沖縄県の学校図書館では、100人近い利用者が一度に押し寄せ、廊下まで貸出手続きを待つ列が並ぶという状況もあり（特に小学校）、1人職場の学校図書館では、名前を確認してカードを手渡することは「到底、不可能」とする意見が多数を占める結果となってしまった。

では、個人情報、プライバシー保護を前提としつつ、学校図書館の業務を大きく妨げることなく、効率的に貸出を行うことができるような貸出用個人カードの管理方法はないのだろうか。ここで再び表5の回答に注目すると、比較的、貸出者数が多い中学校でも、フロア内で個人カードを管理し、利用者ごとに手渡しで対応している図書館員が2名存在していることに気づく。そして、その内1名は、「確かに、個別対応は難しい」としながらも、「混雑時とそれ以外の対応を分ける」ことで個人情報、プライバシーを守ることができると回答しているのである。この図書館員の話によると、利用が集中する時間帯には、そもそも他人のカードをのぞき見る余裕はなく、問題が起こるのは昼休みや放課後等の利用が少ない時間帯であるという。ならば、混雑時にはカードボックスをカウンターの上に置き、それ以外は利用者の手の届かない場所に戻して、手渡しをするという対応も「不可能ではない」と語っているのである。こうした対応はコンピュータ式でも応用できるし、カード式では、表紙が付けられている個人カードを使用すれば、情報の流出をさらに防ぐことができる。

もちろん、1人職場の学校図書館においては、カウンターの内部にカードボックスを片づけたとしても、貸出記録を完全に保護することは不可能であろう。学校図書館員がカウンターから長時間離れる場合には、ボックスに鍵をかけたり、鍵のかかる事務室にボックスを移動して対応できるが、フロアワークでカウンターを離れるたびに、鍵をかけたりすることは非現実的である。とすれば、貸出記録を安全に管理するためには、ガードを堅くするだけでなく、貸出記録をのぞき見ようとする利用者に対する積極的な指導も必要となるだろう。例えば、4月に実施される図書館オリエンテーションにて、読書記録、貸出記

録がプライバシーであり、個人情報として保護されるべきであることや、自分が同じことをされたらどう思うか、といったことを子どもたちに考えさせて、他人の権利を守ることを学ばせていくことも重要な対策となる。また、カウンター業務を図書委員に任せる場合にも、貸出記録ののぞき見や個人カードの紛失が起こらないように、十分な指導、配慮が求められることになるだろう。なお、図書委員に貸出業務を任せることについては、個人情報、プライバシー保護の重要性をいくら説明しても、学齢によっては、十分に理解できないという問題もある。資料を借りる側から言えば、いくら彼らが十分な教育を受けていたとしても、クラスメイトの図書委員の前では借りにくい雰囲気が生じることもあり、思春期の男女間では特にそうした問題が起こりやすいとも思われる。そもそも図書委員の活動は、教育課程に明確に位置づけられるべきものであって、学校図書館員の人手不足を補うことを目的としてはならない。こうした点を考慮すれば、個人情報、プライバシーに触れさせる教育的な意図がないのであれば、図書委員には貸出業務には関わらせないという決断も必要になるのではないだろうか。

では、こうした改善策の実現性について、学校図書館員はどのように評価するのだろうか。2.2で述べたように、個人カードボックスの管理状況が問題とされているのは主に小中学校であり、コンピュータ化が進んでいる高校図書館では、今のところあまり問題になっていない。よって、この問題については、小中学校の図書館員のみを対象とする研修会において取り上げることとしたが、まず個人カードの管理状況についてみると、ここでもインタビュー調査の結果と同じく、圧倒的多数の学校図書館員がカードボックスを、カウンターの上やフロアなど、利用者の手の届く場所で管理しており、貸出記録の流出という危険性が放置されている状況が明らかとなる（表9、図18）。

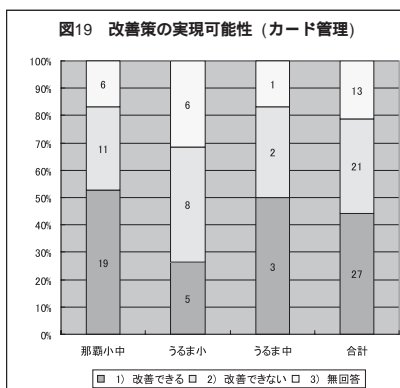
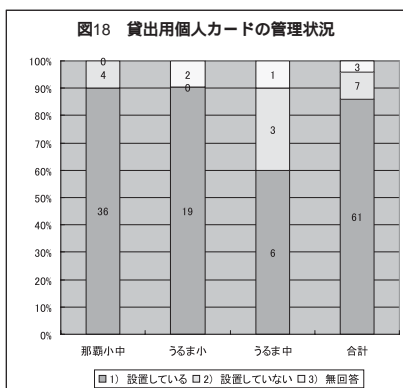
次に、貸出用の個人カードを利用者の手の届く場所で管理していると回答した61名を対象として、混雑時と閑散時での対応を区別し、オリエンテーションによって意識を高めるといふ改善策の実現可能性について確認したところ、「1）実際の業務の中で実施可能（改善できる）」と回答したのは27名、「2）実施できない・しない方がよい（改善できない）」と回答したのは21名という結果となった。無回答を除けば支持率は5割を超えており（56.3%、無回答を含めると44.3%）、一定の評価を得られたと考えることもできるが、この値を督促に対する提案への支持率と比較すると、かなり低い値となっており、改善策としては決して十分なものではないことも見えてくる。また、支持しない理由としては、「暇になる時間がほほない」という意見や、他の業務で図書館を離れる場合に、利用者の貸出要求に対応できないため、「この方式だと貸出サービスに支障を来す」という意見が小学校図書館員によって記されており、慢性的な人手不足にあり、かつ、貸出業務に追われる学校図書館では、筆者が提案したような手間のかかる方法は好まれないということが

明らかとなるだろう。

さらに言えば、この設問においては、無回答者が13名にも上っていることも気になる点である。アンケート調査では、改善策に対する明確な評価を聞き出したいという意図があったため、あえて「分からない」という選択肢は設けなかったのだが、13名全員が具体的な理由を記載せずに、空欄のままアンケートを提出している現象を考えるならば、明確な理由はないものの、この提案に疑問を感じるような雰囲気があることを意味しているとも思われる。

表9 貸出用個人カードの管理状況と改善策に対する学校図書館員の意見（実現可能性について）

回答 / 地域	那覇市	うるま市		合計
	小中学校	小学校	中学校	
カードボックスをカウンターの上、または外に設置				
1) 設置している	36	19	6	61
2) 設置していない（個人管理・カウンター内で管理）	4	0	3	7
3) 無回答	0	2	1	3
改善策の実現可能性				
1) 改善できる	19	5	3	27
2) 改善できない（しない方がよい）	11	8	2	21
3) 無回答	6	6	1	13



なお、研修会においては、日常の図書館業務の中ですぐに取り組むことができる改善策を提案したい、という意図があったため、大幅なシステムの変更などを伴わない案として、上記の方法を提案したのだが、貸出記録を安全に管理することを第一に考えるならば、やはり2.2でも述べたように、過去の貸出履歴が学校図書館内に保有され続けている状況そのものを問題として捉えなければならないとも言えるだろう。繰り返せば、公共図書館で

は、個人情報である貸出記録は館内に保有され続ける限り、情報の漏洩や目的外利用の危険性に晒されることを考慮して、資料が返却された後はすみやかに個人の貸出記録を消去するという対応が採られている（と言われている）。そもそも読書という行為は個人的な営みであり、図書館が利用者に代わってその情報を管理する必要や責任はない。学校図書館では、読書指導との関わりにおいて、記録が必要ということもあるかもしれないが、そうであるとしても、本人がメモなどに記録しておけば済むはずであるし、記録が面倒であれば、貸出のたびにレシートを発行して、個人で管理してもらうという方法もある。コンピュータネットワークが発達した現状を考えれば、個人が所有する携帯電話や学内の個人フォルダに貸出記録を転送し、自己管理してもらうことも可能だろう。

上述のように、沖縄県の学校図書館では、教育指導上の必要性から、個人の貸出冊数やベストブック情報は残さなければならないと伝えられているが（筆者はこのことも再検討するべきだと思うが）、個人ごとの貸出冊数や資料ごとの貸回数だけを抽出して、誰か何を借りたのかという情報を消去するシステムを開発することはそれほど難しいことではない。今後は、貸出記録を安全に管理する方法の一つとして、「返却時の（書名の）消去」という方法も含めて、より実現性の高い改善策を検討していく必要があるだろう。

#### 4. 今後の課題

本研究では、延滞督促における貸出記録の取り扱いと貸出用個人カードの管理方法を中心に、学校図書館におけるプライバシー、個人情報保護の現状とその問題点、さらに現状を改善するための方法について考察してきた。繰り返せば、多くの学校図書館員は、現在の貸出記録の管理方法について、何らかの問題を感じながらも、慢性的な人手不足や児童生徒の自己管理能力の不足といった学校図書館特有の様々な制約の中で、図書館活動の効率性を優先しており、大きな問題は起こっていないと願うか、あるいは、事後的な対応に終始している様子が見えてくる。

しかし、同じような状況にありながらも、個人情報、プライバシー保護の重要性を理解し、問題意識を持って、日々の活動に取り組んでいる学校図書館員も存在している。研修会では、彼らの取り組みを参考に改善策を提案したが、延滞督促の方法については約8割が賛成し、カード管理方法についても約5割の学校図書館員が実際の図書館活動の中で実現可能であると回答している。カード管理方法については、貸出記録の消去も含めて別の方法を検討する余地もあるが、制約の多い学校図書館であっても、問題意識を持ちさえすれば、比較的簡単な方法で、貸出記録を保護することは不可能ではないことが明らかになったと言えるだろう。

ただし、ここで提案した方法は、貸出システムの入れ替えや変更をとまなわないという

意味では、簡単な方法であるが、今までよりも確実に手間がかかるため、アンケートの回答が実際の業務改善に結びつかは定かではない。また、アンケートの対象が、いずれも専門職制度を整備する地域であり、意欲的な人物が多く集まった可能性があることを考えると、その他の地域でも同じような結果になるとは限らないことも事実である。

筆者はこれまで様々な調査を行ってきたが、現場の声の中には、「学校図書館での読書に秘密はない」という意見や、「特に問題がないので今のままでよい」、「問題が起こってから考えればよい」といった消極的な意見、さらに、カード式の学校では「貸出記録は他人にみられるのが当たり前になっている」という意見が存在していたことも事実である。本論では触れなかったが、アンケート調査において、具体的な理由を記載せずに「反対(改善できない・しない方がよい)」という回答、もしくはは無回答を選択した図書館員がいたことにも、「貸出記録のような些細な情報を保護するために、仕事が増えるのは困る」といった意識が現れているのではないだろうか。

冒頭でも述べたように、学校図書館において読書の秘密を守ることが難しいとされてきた背景には、専門職、または管理者としての職員の不在という問題があったと考えられる。本稿において取り上げた問題は、専任図書館員が配置されていない地域では、当たり前のように起こっており、問題視することさえ難しい状況にあることは容易に想像できる。しかしながら、全県的に専任の学校図書館員を配置してきた歴史を持つ沖縄県は、個人情報、プライバシー保護に基づく図書館のあり方を議論し、実践していく基盤があるとも考えることができるだろう。このことは、他府県に先立って、学校図書館におけるプライバシー保護、個人情報保護という問題を真剣に議論し、実践していく責任があるということも意味していると筆者は考えている。

今後は、地域の研修会等に積極的に参加して問題意識を高めるとともに、より実現性の高い方法を考案し、ガイドラインの提案などを通じて、読書記録の取り扱いについて改善を求めていきたい。(2006年8月31日)

---

## 脚注

<sup>1</sup> 『「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」解説』（第2版、日本図書館協会図書館の自由委員会、2004）によると、「利用者の秘密」には、プライバシー領域にある情報（他人には知られたくないこと）以外にも、氏名や住所なども例示されており、「利用者の秘密」を個人に関する情報という概念として広く捉えられていることが分かる。本研究では、ここで言う「利用者の秘密」を「個人情報」と考え、その一つに読書記録などのプライバシーが含まれると定義する。

<sup>2</sup> 司書教諭配置義務化以前の学校司書配置率は、定数法に配置根拠を持つ高校では85%程度と高い水

準にあったが、小学校では19.7%、中学校でも25.6%程度に止まっており（1995年）、その雇用形態も週1日勤務や1日2時間勤務など、様々であった。2003年度の司書教諭配置義務化以降、学校司書が配置されていない地域の学校図書館にも司書教諭の配置が進められたが、専任配置は保障されておらず、全国学校図書館協議会の「2004年度学校図書館調査」によると、持ち時間が軽減されている司書教諭でさえも、小学校で8.1%、中学校で6.8%、高校で12.8%に過ぎない。

<sup>3</sup> 内訳は小学校62、中学校45、高校33名。私立学校の専任司書教諭、勤務実態のある高校司書教諭も対象としている為、本研究では、「学校図書館員」という名称を用いる。

<sup>4</sup> 1人あたり30分～1時間程度の聞き取り調査を実施。沖縄県内には小中高校合計約400名を越える専任図書館員が配置されており（ただし僻地校は複数校兼任職員が多い）、現時点で約1/4の調査を終えている。

<sup>5</sup> 「平成17年度那覇学校図書館司書研究会」（2005年12月8日開催）、「平成18年度沖縄県高等学校図書館協議会司書研修会」（2006年8月11日開催）、「平成18年度うるま市学校図書館司書研究会・講演会」（2006年8月14日開催）

<sup>6</sup> 「図書購入費及び図書整備率の高低で4つの類型にわけると、山梨県、茨城県、沖縄県、長野県などがどちらも高い群に分類されるが、資料費も図書整備率のどちらも低い群に分類される都道府県が最多となった」（米谷優子著「学校における読書環境の現状及び今後の方向性に関する比較検討」『日本図書館情報学会、三田図書館・情報学会合同研究大会発表要綱』2005.10, p146）

<sup>7</sup> 「朝の読書」など全校一斉の読書活動は小学校、中学校ともに、実施していない学校はいずれも1校だけ。実施頻度をみると「ほぼ毎日」と「週に数回」を合わせると小学校が195校（70.9%）、中学校が141校（87%）となっている。（『琉球新報』2004年10月22日）

<sup>8</sup> 「読書「先進県」の影 - 量は先行、質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006年5月5日朝刊教育17面 「県教育庁がまとめた最新の「学校図書館・読書活動の実態調査」（04年度実績）によると、1990年度の貸出冊数は小学生が40.9冊、中学生は9.1冊だった。2004年度までの14年間で3倍以上も伸びた。」

<sup>9</sup> インタビュー調査では、学校図書館における読書記録の管理方法全般について質問を行っている。話の流れの都合上、本論文において取り上げた2つの問題について質問することができなかったケースもあった。「未確認」はその数値を表す。

<sup>10</sup> 日本私立大学協会編『個人情報保護法に関する質疑応答集』日本私立大学協会、2005, p27

<sup>11</sup> 日本図書館協作成「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」（1984年総会採択）、学校図書館問題研究会作成「学校図書館における望ましい貸出方式」（1990年発表）

<sup>12</sup> 他に2名の学校図書館員がブラウン式を採用していると回答したが、貸出時に「ノートなどに個人の読書傾向を分類ごとに記録している」と回答したため、ここでは除外した。

<sup>13</sup> 例えば、神奈川県立高校図書館では、1990年代初めに、個人カード式による貸出記録の管理が個人

情報保護条例違反であるという行政指導を受け、貸出方式をブラウン式に変更している。(『図書館専門委員会活動報告』1989年度、1990年度、神奈川県高等学校教職員組合、1990-1991)

<sup>14</sup> 沖縄県の学校図書館における冊数評価の状況については、拙著「八重山地域の学校図書館活動 - 冊数評価に基づく読書指導の問題点と学校司書の役割 - 」(『南島研叢書1』南島文化研究所、2006.3) 参照。

<sup>15</sup> インタビュー調査では3名がこの方法を実施していると回答したが、研修会終了後に実施したアンケート調査によると、高校図書館員の内、4名が「ホッチキスでとじる」、または「袋とじにしている」と回答している。

<sup>16</sup> アンケート調査では、貸出方式の区別は確認していないが、アンケートの自由記入欄から、カード式を用いていると分かる8名中、3名分が書名を記載していないと回答している(2名は無回答)。

<sup>17</sup> 2005年12月に実施した那覇市の研修会では、小中学校の区別を行わずにアンケートを回収しているため、表では1つにまとめて集計している。小中併設校は数が少なく、アンケートの回答が特定される可能性があるため、小学校、中学校にそれぞれ追加して集計している。